

令和5年度

国営造成施設総合水利調整管理事業

竜西地区河川協議資料作成その5業務

## 特別仕様書

関東農政局 西関東土地改良調査管理事務所

項 目	内 容														
<p>第1章 総 則 (適用範囲) 第1-1条</p> <p>(目 的) 第1-2条</p> <p>(場 所) 第1-3条</p> <p>(一般事項) 第1-4条</p> <p>(管理技術者) 第1-5条</p> <p>(担当技術者) 第1-6条</p> <p>(配置技術者の確認) 第1-7条</p>	<p>国営造成施設総合水利調整管理事業 竜西地区河川協議資料作成その5業務の施行に当たっては、農林水産省農村振興局制定「測量・設計業務共通仕様書」(以下「共通仕様書」という。)によるほか、同仕様書に対する特記及び追加事項は、この特別仕様書によるものとする。</p> <p>本業務は、国営施設応急対策事業「竜西地区」の竜西一貫水路から一級河川への注水量を把握するための流量観測を行うとともに、過年度の業務成果を基に注水水利権及び計画変更水利権の河川協議書等を作成するものである。</p> <p>本業務において対象とする施行場所は、長野県飯田市他2町であり、別添位置図に示すとおりである。</p> <p>業務請負契約書及び共通仕様書に示す以外の一般事項は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 作業実施の順序・方法等は、監督職員と密接な連絡を取り、作業の円滑な進捗を図るものとする。</p> <p>(2) 作業に従事する技術者は、対象業務に十分な知識と経験を有した者とする。</p> <p>(3) 作業実施のための現地立会等は、共通仕様書第1-16条によるが、土地の踏み荒らし、立木伐採等に対する補償は、受注者の責任において処理するものとする。</p> <p>(4) 受注者は常に業務内容を把握し、業務期間中であっても監督職員が資料の提出を求めたときは、速やかにこれに応じるものとする。</p> <p>管理技術者は、共通仕様書第1-6条第3項によるものとし、農業土木技術管理士以外の資格に係る該当する技術部門・選択項目は次のとおりである。</p> <table border="1" data-bbox="421 1317 1428 1563"> <thead> <tr> <th>資 格</th> <th>技術部門</th> <th>選択科目</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">技術士</td> <td>総合技術監理</td> <td>農業-農業土木、農業-農業農村工学</td> </tr> <tr> <td>農業</td> <td>農業土木、農業農村工学</td> </tr> <tr> <td>シビルコンサルティングマネージャー(RCCM)</td> <td>農業土木</td> <td></td> </tr> <tr> <td>博 士</td> <td>業務に該当する部門</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>別紙3に記載されている割合を予定価格に乗じて求めた価格を下回る価格で契約した場合においては、管理技術者は屋外で行う測量の実施に際して現場に常駐するとともに、作業日毎に業務の内容を監督職員に報告しなければならない。なお、管理技術者が現場での常駐場所を定めた場合、あるいは変更した場合は監督職員に報告するものとする。</p> <p>担当技術者は、共通仕様書第1-8条によるものとする。</p> <p>共通仕様書第1-11条における業務組織計画の作成及び共通仕様書第1-12条に基づく技術者情報の登録にあたっては、次によるものとする。</p>	資 格	技術部門	選択科目	技術士	総合技術監理	農業-農業土木、農業-農業農村工学	農業	農業土木、農業農村工学	シビルコンサルティングマネージャー(RCCM)	農業土木		博 士	業務に該当する部門	
資 格	技術部門	選択科目													
技術士	総合技術監理	農業-農業土木、農業-農業農村工学													
	農業	農業土木、農業農村工学													
シビルコンサルティングマネージャー(RCCM)	農業土木														
博 士	業務に該当する部門														

項 目	内 容																																																											
<p>(保険加入) 第1-8条</p> <p>第2章 作業条件 (基本条件) 第2-1条</p>	<p>(1) 受注者は、業務計画書の業務組織計画に配置技術者の所属・役職及び担当する分担業務を明確に記載するものとする。なお、変更業務計画書において、業務組織計画を変更する際も同様とする。</p> <p>(2) 農業農村整備事業測量調査設計業務情報サービスへの技術者情報の登録は、業務計画書の業務組織計画に位置付けられた技術者を登録対象とし、事前に監督職員の承認を得るものとする。</p> <p>受注者は、共通仕様書第1-37条に示されている保険に加入している旨を業務計画書に明示しなければならない。</p> <p>また、監督職員からの請求があった場合は保険加入を証明する書類を提示しなければならない。</p> <p>本業務の作業における基本条件は以下のとおりとする。</p> <p>(1) 業務の進め方及び作業の方法等について、あらかじめ監督職員と十分に打合せを行うものとする。</p> <p>(2) 現行水利権の概要は以下のとおり。</p> <p>① 受益面積：703ha</p> <p>② 現行水利権量</p> <table border="1" data-bbox="544 987 1439 1189"> <thead> <tr> <th rowspan="2">期間 区分</th> <th colspan="2">かんがい期</th> <th>非かんがい期</th> </tr> <tr> <th>5月 1日から 9月 20日まで</th> <th>9月 21日から 9月 30日まで</th> <th>10月 1日から 翌年の4月 30日まで</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>本取水口</td> <td>4.808m<sup>3</sup>/s</td> <td>2.924m<sup>3</sup>/s</td> <td>1.677m<sup>3</sup>/s</td> </tr> <tr> <td>予備取水口</td> <td>2.800m<sup>3</sup>/s</td> <td>2.800m<sup>3</sup>/s</td> <td>1.677m<sup>3</sup>/s</td> </tr> </tbody> </table> <p>③ 河川への注水施設</p> <table border="1" data-bbox="531 1267 1439 1895"> <thead> <tr> <th>分水ブロック名</th> <th>注水河川名</th> <th>分土工別 かんがい面積</th> <th>河川への注水状況</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>2号分土工</td> <td>唐沢川</td> <td>17.7ha</td> <td>全量河川へ注水</td> </tr> <tr> <td>3号分土工</td> <td>大沢川</td> <td>14.2ha</td> <td>全量河川へ注水</td> </tr> <tr> <td>4号分土工</td> <td>寺沢川</td> <td>3.7ha</td> <td>全量河川へ注水</td> </tr> <tr> <td>5号分土工</td> <td>田沢川</td> <td>28.7ha</td> <td>注水と直掛りに分水</td> </tr> <tr> <td>6号分土工</td> <td>胡麻目川</td> <td>21.6ha</td> <td>全量河川へ注水</td> </tr> <tr> <td>9号分土工</td> <td>江戸ヶ沢川</td> <td>13.3ha</td> <td>注水と直掛りに分水</td> </tr> <tr> <td>11-1号分土工</td> <td>黒沢川</td> <td>4.7ha</td> <td>注水と直掛りに分水</td> </tr> <tr> <td>13号分土工</td> <td>欠野沢川</td> <td>11.1ha</td> <td>全量河川へ注水</td> </tr> <tr> <td>15号分土工</td> <td>土曾川</td> <td>30.2ha</td> <td>注水と直掛りに分水</td> </tr> <tr> <td>16号分土工</td> <td>新戸川</td> <td>34.8ha</td> <td>注水と直掛りに分水</td> </tr> </tbody> </table>	期間 区分	かんがい期		非かんがい期	5月 1日から 9月 20日まで	9月 21日から 9月 30日まで	10月 1日から 翌年の4月 30日まで	本取水口	4.808m <sup>3</sup> /s	2.924m <sup>3</sup> /s	1.677m <sup>3</sup> /s	予備取水口	2.800m <sup>3</sup> /s	2.800m <sup>3</sup> /s	1.677m <sup>3</sup> /s	分水ブロック名	注水河川名	分土工別 かんがい面積	河川への注水状況	2号分土工	唐沢川	17.7ha	全量河川へ注水	3号分土工	大沢川	14.2ha	全量河川へ注水	4号分土工	寺沢川	3.7ha	全量河川へ注水	5号分土工	田沢川	28.7ha	注水と直掛りに分水	6号分土工	胡麻目川	21.6ha	全量河川へ注水	9号分土工	江戸ヶ沢川	13.3ha	注水と直掛りに分水	11-1号分土工	黒沢川	4.7ha	注水と直掛りに分水	13号分土工	欠野沢川	11.1ha	全量河川へ注水	15号分土工	土曾川	30.2ha	注水と直掛りに分水	16号分土工	新戸川	34.8ha	注水と直掛りに分水
期間 区分	かんがい期		非かんがい期																																																									
	5月 1日から 9月 20日まで	9月 21日から 9月 30日まで	10月 1日から 翌年の4月 30日まで																																																									
本取水口	4.808m <sup>3</sup> /s	2.924m <sup>3</sup> /s	1.677m <sup>3</sup> /s																																																									
予備取水口	2.800m <sup>3</sup> /s	2.800m <sup>3</sup> /s	1.677m <sup>3</sup> /s																																																									
分水ブロック名	注水河川名	分土工別 かんがい面積	河川への注水状況																																																									
2号分土工	唐沢川	17.7ha	全量河川へ注水																																																									
3号分土工	大沢川	14.2ha	全量河川へ注水																																																									
4号分土工	寺沢川	3.7ha	全量河川へ注水																																																									
5号分土工	田沢川	28.7ha	注水と直掛りに分水																																																									
6号分土工	胡麻目川	21.6ha	全量河川へ注水																																																									
9号分土工	江戸ヶ沢川	13.3ha	注水と直掛りに分水																																																									
11-1号分土工	黒沢川	4.7ha	注水と直掛りに分水																																																									
13号分土工	欠野沢川	11.1ha	全量河川へ注水																																																									
15号分土工	土曾川	30.2ha	注水と直掛りに分水																																																									
16号分土工	新戸川	34.8ha	注水と直掛りに分水																																																									

項 目	内 容																								
(作業条件) 第2-2条  (貸与資料等) 第2-3条  (貸与資料の取扱い) 第2-4条	<p>本業務における作業条件は、以下のとおりとする。</p> <p>(1) 使用するソフトウェア</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・データベース (SQLserver) を利用する。</li> <li>・ArcGIS 10.7 以上(若しくは互換性のあるもの)</li> </ul> <p>貸与資料は、以下のとおりである。</p> <table border="1" data-bbox="427 533 1417 853"> <thead> <tr> <th>NO</th> <th>貸 与 資 料</th> <th>数 量</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1</td> <td>令和元年度 竜西地区河川協議資料作成その他業務成果品</td> <td>1 式</td> </tr> <tr> <td>2</td> <td>令和2年度 竜西地区河川協議資料作成その2業務成果品</td> <td>1 式</td> </tr> <tr> <td>3</td> <td>令和3年度 竜西地区河川協議資料作成その3業務成果品</td> <td>1 式</td> </tr> <tr> <td>4</td> <td>令和4年度 竜西地区河川協議資料作成その4業務成果品</td> <td>1 式</td> </tr> <tr> <td>5</td> <td>令和2年度 24条協議 (占有許可申請書) 17箇所</td> <td>1 式</td> </tr> <tr> <td>6</td> <td>慣行水利権整理状況資料</td> <td>1 式</td> </tr> <tr> <td>7</td> <td>竜西地区河川協議書 (平成29年11月7日同意)</td> <td>1 式</td> </tr> </tbody> </table>	NO	貸 与 資 料	数 量	1	令和元年度 竜西地区河川協議資料作成その他業務成果品	1 式	2	令和2年度 竜西地区河川協議資料作成その2業務成果品	1 式	3	令和3年度 竜西地区河川協議資料作成その3業務成果品	1 式	4	令和4年度 竜西地区河川協議資料作成その4業務成果品	1 式	5	令和2年度 24条協議 (占有許可申請書) 17箇所	1 式	6	慣行水利権整理状況資料	1 式	7	竜西地区河川協議書 (平成29年11月7日同意)	1 式
NO	貸 与 資 料	数 量																							
1	令和元年度 竜西地区河川協議資料作成その他業務成果品	1 式																							
2	令和2年度 竜西地区河川協議資料作成その2業務成果品	1 式																							
3	令和3年度 竜西地区河川協議資料作成その3業務成果品	1 式																							
4	令和4年度 竜西地区河川協議資料作成その4業務成果品	1 式																							
5	令和2年度 24条協議 (占有許可申請書) 17箇所	1 式																							
6	慣行水利権整理状況資料	1 式																							
7	竜西地区河川協議書 (平成29年11月7日同意)	1 式																							
第3章 設計作業 内容 (作業項目及び数量) 第3-1条	<p>第2-3条に示す貸与資料の取扱いは次のとおりとする。</p> <p>(1) 貸与資料の記載事項に相互に矛盾がある場合、又は解釈に疑義が生じた場合は監督職員と協議するものとする。</p> <p>(2) 貸与資料は、原則として初回打合せ時に一括貸与するものとし、監督職員の請求があった場合のほか完了検査時に一括返納しなければならない。</p> <p>(3) 貸与資料から得られる情報は、業務を実施する以外の目的で使用してはならない。</p> <p>(4) 全ての貸与資料について、複製、持ち出しをしてはならない。業務の遂行上これらの行為が必要となった場合は監督職員と協議するものとする。</p> <p>(5) 貸与資料により得られる情報のうち、個人を特定できる一切の情報について遵守するものとし、「複製」「外部への持ち出し」「改変」等の行為をしてはならない。</p> <p>本業務における作業項目及び数量は、次の作業項目表のとおりである。            なお、詳細は別紙1 作業項目一覧表で示すものとする。</p> <p>作業項目表</p> <table border="1" data-bbox="475 1742 1369 2067"> <thead> <tr> <th>作 業 項 目</th> <th>数 量</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(測量業務)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>1. 流量観測</td> <td>1 式</td> </tr> <tr> <td>(設計業務)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>2. 水位、流量等換算表の更新</td> <td>1 式</td> </tr> <tr> <td>3. 河川協議書作成 (注水水利権)</td> <td>1 式</td> </tr> <tr> <td>4. 河川協議説明資料及び河川協議書の作成 (計画変更)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>5. 点検取りまとめ</td> <td>1 式</td> </tr> </tbody> </table>	作 業 項 目	数 量	(測量業務)		1. 流量観測	1 式	(設計業務)		2. 水位、流量等換算表の更新	1 式	3. 河川協議書作成 (注水水利権)	1 式	4. 河川協議説明資料及び河川協議書の作成 (計画変更)		5. 点検取りまとめ	1 式								
作 業 項 目	数 量																								
(測量業務)																									
1. 流量観測	1 式																								
(設計業務)																									
2. 水位、流量等換算表の更新	1 式																								
3. 河川協議書作成 (注水水利権)	1 式																								
4. 河川協議説明資料及び河川協議書の作成 (計画変更)																									
5. 点検取りまとめ	1 式																								

項 目	内 容
(設計作業の留意点) 第3-2条	<p>設計作業の実施に際し特に留意する点は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 流量観測</p> <p>① 調査時期及び回数：別紙2 作業項目一覧表「流量観測」のとおりとする。</p> <p>② 5箇所の注水分水工流量観測の内、代かき期の最大注水量を目標に1回流量観測を行う。最大流量の発生時期については施設管理者（竜西土地改良区）に事前確認するものとする。</p> <p>(2) 河川協議書作成（注水水利権 703ha、計画変更協議 662ha）</p> <p>① 注水水利権協議書を作成した後、計画変更協議書等を作成するものとする。</p> <p>② 注水水利権協議書は、令和5年6月末までに作成するものとする。            計画変更協議書は、注水水利権協議書を基に作成することから、協議書作成時期は、発注者と調整して決定するものとする。</p> <p>(3) その他</p> <p>① 作業の進め方及び作業の方法等については、あらかじめ監督職員と十分打合せを行うものとする。</p> <p>② 電算機を使用する場合は、計算手法及びアウトプット等の様式について事前に監督職員の承諾を得るものとする</p> <p>③ 報告書作成において、第2-4条及び共通仕様書に示す貸与資料や受注者が有する資料等を参考にした場合は、その出典を明示するものとする。</p>
第4章 打合せ (打合せ) 第4-1条	<p>共通仕様書第1-10条による打合せについては、主として次の段階で行うものとする。また、初回及び最終回の打合せには管理技術者が出席するものとする。</p> <p>初 回 設計作業着手段階（流量観測実施段階含む）</p> <p>第2回 中間打合せ（注水水利権協議書作成段階）(web)</p> <p>第3回 中間打合せ（計画変更協議書等作成段階）(web)</p> <p>最終回 報告書原稿作成段階</p> <p>なお、業務を適正かつ円滑に実施するために、受注者の業務担当は、業務打合せ記録簿を作成し、上記の打合せの都度内容について、監督職員と相互に確認するものとする。</p> <p>ただし、別紙3に記載されている割合を予定価格に乗じて求めた価格を下回る価格で契約した場合には、上記に定める打合せを含め、受注者の責により管理技術者の立ち会いの上で打合せ等を行うこととし、設計変更の対象とはしない。</p> <p>その際、管理技術者は、共通仕様書第11条に定める業務計画書に基づく業務工程等の管理状況を報告しなければならない。</p>
第5章 成果物 (成果物) 第5-1条	<p>本業務は電子納品対象業務とする。</p> <p>(1) 成果物を共通仕様書第1章1-17条に基づき作成し、次のものを提出しなければならない。</p> <p>1. 成果物の電子媒体（CD-RもしくはDVD-R）正副2部</p> <p>2. 成果物の出力 1部（電子媒体の出力、市販のファイル綴じで可）</p>

項 目	内 容
(成果物の提出先)	
第5-2条	<p>成果物の提出先は、次のとおりとする。  静岡県菊川市加茂2280-1  関東農政局 西関東土地改良調査管理事務所</p>
第6章 契約変更 (契約変更)	
第6-1条	<p>業務請負契約書第17条から第20条に規定する発注者と受注者による協議事項は次のとおりとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 第2-2条に示す「作業条件」に変更が生じた場合。</li> <li>(2) 第3-1条に示す「作業項目及び数量」に変更が生じた場合。</li> <li>(3) 第4-1条に示す「打合せ」に変更が生じた場合。</li> <li>(4) 第5-1条に示す「成果物」に変更が生じた場合。</li> <li>(5) 履行期間の変更が生じた場合。</li> <li>(6) 関係機関等対外的協議等により設計計画または作業計画等に変更が生じた場合。</li> <li>(7) その他重要な変更が生じた場合。</li> </ol>
第7章 業務管理 (業務管理)	
第7-1条	<p>情報共有システムの業務について</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 本業務は、受発注者間の情報を電子的に交換・共有することにより事務の効率化を図る情報共有システムの対象業務である。</li> <li>(2) 情報共有システムは「工事及び業務の情報共有システム活用要領」（農林水産省Web サイト参照）によるものとする。</li> <li>(3) 受注者は、発注者から技術上の問題の把握、利用にあたっての評価を行うために聞き取り調査等を求められた場合、これに協力しなければならない。</li> </ol>
第8章 定めなき事項	
第8-1条 (定めなき事項)	<p>この特別仕様書に定めなき事項又はこの業務の実施に当たり、疑義を生じた場合は、必要に応じて監督職員と協議するものとする。</p>

(1/2)

作業項目	作業内容	数量
1. 流量観測	<p>① 2号分水工 2号分水工より注水する河川の上下流の水位及び流速を観測し、それぞれの流量を算出し、その差分を2号分水工の取水量として取りまとめる。 観測時期及び調査点数は別紙2のとおり。 【測定地点施設状況(2号分水工)】 水路幅：現地にて計測、水路高：現地にて計測 【測定期間と取水量】 1)5月1日～5月30日 【水位】0.1m～0.25m程度を想定</p>	1回
	<p>② 3号分水工 3号分水工の上下流の水位及び流速を観測し、それぞれの流量を算出し、その差分を3号分水工の取水量として取りまとめる。 観測時期及び調査点数は別紙2のとおり 【測定地点施設状況(3号分水工)】 水路幅：現地にて計測、水路高：現地にて計測 【測定期間と取水量】 1)5月1日～5月30日 【水位】0.1m～0.4m程度を想定</p>	1回
	<p>③ 6号分水工 6号分水工の上下流の水位及び流速を観測し、それぞれの流量を算出し、その差分を6号分水工の取水量として取りまとめる。 観測時期及び調査点数は別紙2のとおり。 水路幅：2.2m、水路高：2.0m 【測定期間と取水量】 1)5月1日～5月30日 【水位】1.5m～1.6m程度</p>	1回
	<p>④ 9号分水工 9号分水工の上下流の水位及び流速を観測し、それぞれの流量を算出し、その差分を9号分水工の取水量として取りまとめる。 観測時期及び調査点数は別紙2のとおり。 水路幅：2.0m、水路高：1.8m 【測定期間と取水量】 1)5月1日～5月30日 【水位】1.5m～1.6m程度</p>	1回

作業項目	作業内容	数量
	<p>⑤ 13号分水工 13号分水工より注水する河川の上下流の水位及び流速を観測し、それぞれの流量を算出し、その差分を13号分水工の取水量として取りまとめる。 観測時期及び調査点数は別紙2のとおり。 河川路幅：約2.0m、水路高：約1.8m 【測定期間と取水量】 1)5月1日～5月30日 【水位】0.2m～0.6m程度</p>	1回
2. 水位、流量等換算表の更新	<p>・5号分水工(2,3,6,9,13号分水工)について、昨年度までに作成された水位(開度)ー流量換算表を基に、今年度実施する流量観測データ結果を踏まえ更新する。 なお、流量観測結果については、観測時に円筒分水工施設内の水位プレートにおける水位(H、また複数ある排水口の平均水位)を記録し流量観測より算出した流量(Q)により、過年度作成のH-Q換算表を更新するものとする。</p>	1式
3. 河川協議書作成(注水水利権)	<p>現行水利権河川協議書及び令和4年度竜西地区河川協議書資料作成その4業務を基に注水位置付けの河川協議書を6月末までに作成する。(面積：703ha) 河川協議書作成に当たり10箇所の注水を位置付ける内容以外に、次の項目を協議書に含めるものとする。 (1) 協議書作成に必要な、支線河川横断17箇所の許可済河川法第24条占用協議資料(土地改良区申請、県知事許可)を貸与するので、国土交通大臣協議用に協議書に反映する。(申請者、許可権者切替のための作業) (2) 協議書作成に必要な、10箇所の河川注水に係る慣行水利権関係資料を貸与するので協議書に添付する。</p>	1式
4. 河川協議説明資料及び河川協議書の作成(計画変更)	<p>現行水利権河川協議書及び令和4年度竜西地区河川協議書資料作成その4業務を基に竜西地区計画変更に係る河川協議書説明資料及び河川協議書を作成する。(面積：662ha) 河川協議書作成は、先行する注水水利権の河川協議状況を踏まえる必要があることから発注者と十分調整するものとする。</p>	1式
5. 点検取りまとめ	各作業項目の成果物の点検、取りまとめ及び報告書の作成を行う。	1式

## 作業項目一覧表の詳細

流量観測						
分水ブロック名	観測時期	調査位置	箇所数	数量		観測内容
2号分土工	5月1日～5月30日(かんがい期)	注水河川の注水位置上下流	上下流2箇所	1	回	①5/1～5/30代かき期の最大注水量を目標に1回流量観測を行う。 ②水位及び流速を観測し、水位-流量換算表を更新する。
3号分土工	5月1日～5月30日(かんがい期)	竜西一貫水路分水位置上下流	上下流2箇所	1	回	①5/1～5/30代かき期の最大注水量を目標に1回流量観測を行う。 ②水位及び流速を観測し、水位-流量換算表を更新する。
6号分土工	5月1日～5月30日(かんがい期)	竜西一貫水路分水位置上下流	上下流2箇所	1	回	①5/1～5/30代かき期の最大注水量を目標に1回流量観測を行う。 ②水位及び流速を観測し、水位-流量換算表を更新する。
9号分土工	5月1日～5月30日(かんがい期)	竜西一貫水路分水位置上下流	上下流2箇所	1	回	①5/1～5/30代かき期の最大注水量を目標に1回流量観測を行う。 ②水位及び流速を観測し、水位-流量換算表を更新する。
13号分土工	5月1日～5月30日(かんがい期)	注水河川の注水位置上下流	上下流2箇所	1	回	①5/1～5/30代かき期の最大注水量を目標に1回流量観測を行う。 ②水位及び流速を観測し、水位-流量換算表を更新する。

下記の業務区分の欄に掲げる業務の種類ごとに、予定価格算出の基礎となった同表A～D（測量的場合は、A～C）までに掲げる額の合計額に100分の110を乗じて得た額を予定価格で除して得た割合とする。ただし、測量を除く請負契約については、その割合が10分の8を超える場合にあっては10分の8と、10分の6に満たない場合にあっては10分の6とするものとし、測量的請負契約にあっては、その割合が10分の8.2を超える場合にあっては10分の8.2と、10分の6に満たない場合にあっては10分の6とするものとする。

業務区分	A	B	C	D
測量	直接測量費の額	測量調査費の額	諸経費の額に10分の4.8を乗じて得た額	—
建設コンサルタント	直接人件費の額	直接経費の額	その他原価の額に10分の9を乗じて得た額	一般管理費等の額に10分の4.8を乗じて得た額